

平成23年10月11日開催  
決算審査特別委員会資料

平成22年度

# 鳥取県公営企業会計決算審査意見書

概要版

平成23年8月

鳥取県監査委員

## はじめに

知事から、平成22年度鳥取県公営企業会計の決算が監査委員に対し審査に付され、監査委員6人が慎重に審査し、審査意見書を平成23年8月8日付けで知事に提出しました。

その概要は次のとおりです。

## 《平成22年度鳥取県公営企業会計決算審査意見書》

### 第1 審査の概要

公営企業会計の決算審査は、県営の電気事業、工業用水道事業、埋立事業及び病院事業の四会計を対象とした。

審査に当たっては、知事から提出された決算及び決算附属書類について、

1 決算の計数は、正確であるか

2 決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか

などを重点に、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」に基づいて、事業が経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかについて留意しながら、審査を実施した。

### 第2 審査の結果

決算の計数は、関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

### 第3 審査の意見

#### 1 企業会計（電気事業、工業用水道事業、埋立事業）

##### （1）三事業に共通する事項

###### ア 現状

###### 平成22年度の決算状況

- 電気事業は経常損益が1億8,272万円（1万円未満切捨て。以下同じ。）の利益となり前年度を上回っている。
- 工業用水道事業は経常損益が6,596万円の損失、埋立事業は経常損益が3,984万円の利益となっている。
- 全体の経常損益は1億5,660万円の利益となっている。

（単位：千円）

区 分	電気事業	工業用水道事業	埋立事業	合 計
経 常 損 益	182,725	△65,967	39,842	156,600
特 別 利 益	—	—	—	—
特 別 損 失	—	—	—	—
当年度純損益	182,725	△65,967	39,842	156,600
当年度未処分利益 剰余金（当年度未処理欠損金）	182,725	△1,900,830	39,842	△1,678,263

- 企業局では、平成18年に策定した5か年を計画期間とした経営改善計画「鳥取県企業局の今後のあり方」に基づき、経営の改善に向けた取組みを行い、経費の削減等に一定の成果を上げている。

###### イ 課題及び意見

###### 「鳥取県企業局経営改善計画」の着実な推進について

- 電気事業、工業用水道事業及び埋立事業が公営企業として、経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するためには、持続可能な経営を確保し、地域産業及び環境保全への貢献を目指す必要がある。

- とりわけ、工業用水道事業については、平成26年度には、内部留保資金の枯渇が見込まれ、事業を持続するためには一般会計からの支援も必要な状況となっている。
- 外部委員で構成する「鳥取県公営企業の今後の方向性検討委員会」がこれまでの経営改善の取組みを検証し、平成22年12月に鳥取県公営企業の方向性及び今後のあり方等について提言を行った。
- 企業局では、この提言を踏まえて、平成23年3月企業局の意義・役割、課題及び今後の経営計画等を明確にした「鳥取県企業局経営改善計画」（平成23年度から25年度）を策定し、計画の実現に取り組んでいる。
- ついては、「鳥取県企業局経営改善計画」の推進にあたっては、経営の基本原則を踏まえ、一般会計からの援助が極力少なくなるよう、公営企業として独立採算の維持に努めるとともに、達成状況の検証を行いながら、着実に実施されたい。

## (2) 電気事業

### ア 現状

(ア) 水力発電は、近年、渇水の影響により発電用の水の確保が難しく、供給電力量は目標に対し94.3%、電力料収入は、目標に対し97.3%となっている。

区 分	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目 標	実 績	率	目 標	実 績	率
平成22年度	159,459	150,353	94.3	1,707,573	1,661,969	97.3
平成21年度	159,459	143,154	89.8	1,707,573	1,672,982	98.0

- 中国電力との総括原価方式による電力受給基本契約を締結していることから、当面、経営の安定が見込まれている。

(イ) 風力発電は風況が悪かったため、供給電力量、電力料収入ともに目標に対し81.4%となっている。

区分	供給電力量 (MWh, %)			電力料収入 (千円, %)		
	目標	実績	率	目標	実績	率
平成22年度	5,524	4,495	81.4	56,678	46,124	81.4
平成21年度	5,524	4,957	89.7	56,678	50,857	89.7

## イ 課題及び意見

### 再生可能エネルギーの導入について

- 電気事業では、殿ダムの工事進捗に伴い平成23年6月から袋川発電所の運転が始まるとともに、県営賀祥ダムの維持放流水を利用した小水力発電所の実施設計を行うなど、水力発電を中心に再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる。
- また、東日本大震災における原子力発電所の事故を契機に再生可能エネルギーの導入拡大に向けた期待も急速に高まり、国においても再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、電気事業者に対する再生可能エネルギーの買取を義務付ける法案が提出されているところである。  
(平成23年8月26日可決)
- 「鳥取県企業局経営改善計画」においても、地球温暖化対策への貢献として再生可能エネルギー（小水力、太陽光、風力発電等）の導入について検討することとしている。
- ついては、再生可能エネルギーの開発において採算性確保の重要なポイントとなる「再生可能エネルギー全量買取制度」などの動向を踏まえながら、引き続き関係機関、関係部局と連携し再生可能エネルギーの導入について検討されたい。

### (3) 工業用水道事業

#### ア 現状

給水事業所数及び契約給水量とも減少している。

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減
給 水 事 業 所 数	87	88	△1
契約給水量(m <sup>3</sup> /日)	38,800	60,400	△21,600
年間総給水量(m <sup>3</sup> )	10,447,204	14,830,751	△4,383,547

#### イ 課題及び意見

##### 工業用水道の需要拡大について

- 企業局では、工業用水の需要拡大を目指して、需要調査、関係機関との連携や企業訪問の強化等に取り組んできたところであるが、景気の低迷や企業の水使用の合理化等により平成22年度の契約水量は減少している。
- 今後、鳥取地区工業用水道では、鳥取自動車道の開通や新規ユーザの初期負担軽減のための「鳥取県工業用水利用促進事業費補助金」の新設による効果が期待される場所である。
- また、東日本大震災を契機として、企業のリスク分散による企業立地に伴う工業用水道利用の可能性も想定される。
- ついては、引き続き企業訪問等により工業用水の有利性の周知を図り、関係機関・商工団体等との連携を強化するとともに、「鳥取県工業用水利用促進事業費補助金」を広くPRする等、工業用水の需要拡大に努められたい。

#### (4) 埋立事業

##### ア 現状

埋立造成地	工場用地の状況
境港外港竹内地区	未売却285,904㎡(うち長期貸付121,624㎡)
境港外港昭和地区	ほぼ売却済み
米子港旗ヶ崎地区	
米子崎津地区	粗造成はほぼ完了。未売却244,993㎡

##### イ 課題及び意見

###### (ア) 境港外港竹内地区について

- 境港外港竹内地区については、県商工労働部及び県外本部と連携しながら、積極的な企業訪問等による販売活動を展開し、売却単価の引き下げ、割賦販売制度や長期貸付制度を導入するなどの対策を行っているが、長引く景気低迷の中、平成22年度は、新規の売却及び長期貸付はなかった。
- このため、平成23年度から民間の営業力を活用するための団地販売仲介手数料制度が設けられた。
- 厳しい経済状況の中、山陰初のリサイクルポートの指定、国際定期貨客船の就航及び国際フェリーターミナルの整備計画など新たな取組みが進められている境港の竹内地区は大きな可能性を持っている。
- また、今後は、東日本大震災を契機とした企業のリスク分散のための企業移転用地としての需要も考えられる。
- ついては、引き続き関係機関との連携をさらに強化するとともに、民間の情報力・営業力を最大限に活用し早期売却に努められたい。

#### (イ) 米子崎津地区について

- 米子崎津地区については、平成11年3月に財団法人米子崎津地区開発促進公社の解散に伴い、同社から約24ha を一般会計から借入れて購入したものであるが、有効な土地利用計画が見出せないまま現在に至っている。
- 東日本大震災による原子力発電所の事故をきっかけとした原子力エネルギー依存の見直し機運の中で、民間企業の提案するメガソーラー発電施設（大規模太陽光発電施設）の用地としての活用も検討されている。
- ついては、その動向を注視しながら、引き続き関係部局と連携を取り、有効活用について検討されたい。



## 2 病院事業会計

### (1) 現状

#### 平成22年度の決算状況

- 中央病院の当年度純損益は、9年連続の黒字となっている。  
また、厚生病院も、7年ぶりに黒字となった。
- 病院事業全体では7億7,171万円の黒字となっている。
- 平成22年度末の累積欠損金は132億1,581万円に減少している。

(単位：千円)

区 分	中央病院	厚生病院	病院事業合計
経 常 損 益	651,870	31,603	683,473
当年度純損益	670,680	101,037	771,717
累 積 欠 損 金	7,857,235	5,309,068	13,215,816

注 病院事業合計の累積欠損金には、病院統括管理費の累積欠損金を含む。

- 県立病院が地域において、必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために果たすべき役割の明確化及び経営の効率化等を目指して、平成21年1月に策定された県立病院改革プランが、平成22年度に終期を迎えたことから、新たに平成23年3月に「第Ⅱ期県立病院改革プラン」（平成23年度～27年度）が策定された。

#### ア 中央病院

- ここ数年来、医師をはじめとする医療従事者の確保・充実に努め、とりわけ看護体制の充実に取り組んだ結果、平成22年6月より7対1看護体制へ移行できた。これにより、医療サービスの向上及び医業収益の改善が図られ、収益の向上に大きく寄与しているところである。
- また、平成22年4月からの診療報酬改定及び平均在院日数の短縮が、医業収益増加の大きな要因となっているほか、平成21年10月からは、診療材料等に医薬品も加えた一括購入方式を導入するなど、コスト管理の徹底等により費用削減を図り、業務効率化への取り組みも行っているところである。

## イ 厚生病院

- 中央病院と同様、平成22年4月からの診療報酬の改定、平均在院日数の短縮及び平成22年6月からの7対1看護体制の導入などにより医業収益の増加が図られた。
- また、検査機器総合リース方式の導入などによる業務の効率化にも努めているところである。

## (2) 課題及び意見

- 病院事業が公営企業として、経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するためには、診療機能の充実を図るとともに、経営健全化を進める必要がある。  
このためには、次のことについて積極的に取り組まれない。

### ア 「第Ⅱ期県立病院改革プラン」の着実な推進について

- 「第Ⅱ期県立病院改革プラン」では、救命救急センター機能、周産期医療の充実、7対1看護体制の維持及び3人夜勤体制の完全実施などの医療機能充実計画目標と経費の節減、抑制対策などの経営効率化計画目標が示されており、それらの達成が、県の基幹病院・地域の中核病院として、高度で良質な医療を継続して提供していくためには不可欠である。
- ついては、「第Ⅱ期県立病院改革プラン」の推進にあたっては、達成状況の検証を行いながら、着実に実施されたい。

### イ 防災対策の見直しについて

- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生により、改めて津波や液状化の対策も含めた防災対策の見直しが不可欠となっている。
- 中央病院は、基幹災害医療センターとして、厚生病院は、地域災害医療センターとして災害医療を担う拠点施設であり、災害時における医療体制の維持、確保が重要な課題となっている。

- 現在、県では津波を想定した防災対策の見直しが行われ、新たな被害想定による津波浸水予想図や河川津波遡上予想図の作成が行われているところである。
- ついては、津波を想定した見直しを踏まえ、災害時の人員やライフラインの確保、医薬品や食糧品の備蓄などの防災対策について、関係機関と連携を図りながら、見直しを検討されたい。

#### ウ 適正な経理事務体制の確保について

- 中央病院では、電子カルテシステムのプログラムミス等により6,784万円の過年度損益修正が行われ、また、厚生病院では、減価償却費の算定ミスにより、7,149万円の過年度損益修正が行われた。
- これらについては、平成21年度決算に係る定期監査において是正を求め、注意を喚起したところである。
- 県立病院は、適正な会計処理や決算を行い、正確な経営状況や資産状況を公表することが求められており、今後このようなことがおきないように、チェック体制の構築や職員の財務研修を行うなど再発防止を講じられたい。

#### エ 未収金(患者自己負担分)対策について

- 厚生病院では、滞納が発生したら速やかに電話による督促や、納付の約束を履行しない場合などには個別訪問を実施するなどの未収金の回収方策をとっているほか、未収金を発生させない方策の一つとして、請求書を発行できない時間外や休日には他の病院と同様に預り金の徴収も行っている。
- 中央病院では、滞納者に対する電話督促回数は少なく、個別訪問による徴収もほとんど実施されておらず、預り金の徴収も行っていない。
- このように、両病院での未収金の回収に対する取組には大きな差があるので、改善を図られたい。

- また、滞納の要因としては、景気低迷による生活困窮等の経済的理由や支払能力があるにもかかわらず支払わない等、患者モラルの低下などがあげられており、滞納原因や支払能力の分析をした上で、滞納者の状況に応じた債権回収を行っていく必要がある。
- ついては、両病院ともに滞納者の状況に応じた債権分類を行い、債権回収のための基準を作成した上で、効果的、効率的な回収に努めるとともに、一層の債権回収対策を講じられたい。

以上が、平成22年度公営企業会計決算の審査意見書の概要であります。